

農水産物の貿易自由化に関する意見書

政府は、例外品目を認めず全品目の関税を撤廃する環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への協議開始を閣議決定しました。

今日の農林水産業を取り巻く状況は、担い手の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、水産資源の減少、価格の低迷など、構造的な課題を抱え非常に厳しい状況の中、国民に安全・安心な食料を供給するのみでなく、国土や自然環境の保全、伝統文化の継承、国境監視など多面的機能を有しており、国家の安定的発展に大きな役割を果たしています。

現在、日本の食料自給率は、先進国の中でも最低水準の 40%台と低迷する食料自給率であり、国は、2020 年までに 50%まで引き上げることなどを柱とした、新たな「食料・農業・農村基本計画」を本年 3 月に閣議決定したところです。

しかし、一方で政府は、米国・豪州等 9 カ国が行う、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加表明を検討しています。

この交渉に参加し関税などの国境措置が撤廃された場合、電気電子、機械などの製造業にとっては、貿易の自由化という大きな流れの中で競合関係にある諸外国に対する競争力の劣後を防ぐ、あるいは強化する点で一定の効果が想定されます。

しかし、完全自由化に対応できるほど構造改革が進んでいない農林水産業の生産額や食料自給率は大幅に低下し、さらには農山漁村が有している多面的機能も損なわれる恐れもあります。

よって、国においては、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉については、下記のとおり慎重に検討するよう強く要望します。

記

- 1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、農山漁村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなど、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の振興などを損なわないよう対応すること。
- 2 E P A ・ F T A 等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、豚肉、乳製品などの重要品目、並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外することを含め慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月13日

長 崎 市 議 会